

補助金交付要綱

令和 8 年 度

公益財団法人兵庫県スポーツ協会

令和8年度 公益財団法人兵庫県スポーツ協会補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、公益財団法人兵庫県スポーツ協会（以下「協会」という。）の定款及び財務規定等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を理事長にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、第2号の理事長が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書（様式第1号別記）の提出を省略することができる。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

- (1) 当該交付申請者が次条第1項に規定する暴力団等に該当しない旨並びに地方自治法第221条第2項及びこの要綱第15条の規定に基づき協会が行う一切の措置について異議を述べない旨の誓約書（様式第1号の2）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、理事長が別に定める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 理事長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者
- 2 理事長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 次項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金

に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに理事長に報告するとともに、理事長の返還命令を受けて当該金額を協会に返還しなければならない。

- (3) 補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とする給付金（以下「間接補助金」という。）の交付の対象となる事務又は事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対する間接補助金の交付決定に当たって、補助事業者は、前2号の交付条件を遵守するために必要な条件を付さなければならない。
- 3 理事長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 4 前項の通知は、第14条第3項の規定により概算払に係る請求を統合する場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号の2）によるものとする。

（申請の取下げ）

- 第5条 補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の着手の届出）

- 第6条 理事長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

（補助事業の変更）

- 第7条 補助事業者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ（当該変更が第2号に掲げるものであるときは、理事長が指定する期日までに）、補助金変更交付申請書（様式第3号）に理事長が別に定める書類を添付して、理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書（様式第1号別記）の提出を省略することができる。
- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（理事長が別に定める軽微な変更を除く。）
- (2) 第4条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更
- (3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更（理事長が別に定める軽微な変更を除く。）
- 2 理事長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

- 第9条 補助事業者は、理事長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、理事長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第7号）を理事長に

提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届出)

第10条 理事長は、補助事業者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。）又は交付決定に係る協会の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第8号）及び理事長が別に定める添付書類を理事長にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、理事長が別に定める書類により収支内容が確認できる場合は、収支決算書（様式第8号別記）の提出を省略することができる。

(是正命令等)

第12条 理事長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第11条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第13条 理事長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 理事長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第7条第2項の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第14条 理事長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第10号）により補助金を交付する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金について概算払をすることができる。

3 前項の規定により概算払を年間複数回に分けて行う場合で、各期の支払時期と支払額があらかじめ決定する場合は、概算払に係る請求を統合することができることとし、補助事業者から提出される補助金概算払請求書（様式第10号の2）により補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第15条 理事長は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。

(2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。

(5) 暴力団等であるとき。

- 2 理事長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 理事長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他理事長が必要と認める事項を公表することができる。
- 4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の理事長が必要と認める場合に行うものとする。

（補助金の返還）

第16条 理事長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 理事長は、第13条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 3 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

（暴力団等の排除）

第20条 理事長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 交付申請者又は補助事業者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、協会の関係施設に提供すること。
- 2 補助事業者は、補助事業及び間接補助事業を行うに当たっては、当該補助事業及び間接

補助事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第21条 理事長は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

2 前項の規定により、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）及び情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の例による。

(補 則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

2 理事長及び補助事業者は、補助金の交付等に関して国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(手続の特例)

2 この要綱第4条の規定による補助金の交付決定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例によりすることができる。

補助金交付申請書

第 _____ 号
年 月 日

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長 様

住 所

団 体 名

代表者名

電 話 （ _____ ） _____

電子メール

_____年度において、_____事業を下記のとおり実施したいので、補助金 _____円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容及び経費区分（別記）※収支予算書を省略する場合は、カッコ内には代替する書類の名称を記載する。
- 2 事業の着工予定年月日 _____年 月 日
事業の完了予定年月日 _____年 月 日
- 3 添付書類

別 記

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

誓約書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。
なお、誓約事項に関し、協会が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

- 1 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
 - (1) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
 - (3) 間接補助事業を行う場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者をその受託者としなないこと。
 - (4) 知事が、上記(1)又は(2)を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、協会の関係施設に提供することについて、異議を述べないこと。
- 2 補助金申請時の留意事項について
公益財団法人兵庫県スポーツ協会補助金交付要綱第15条に基づき協会が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第15条 理事長は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

- 2 理事長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通ずるものとする。
- 3 理事長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他理事長が必要と認める事項を公表することができる。
- 4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の理事長が必要と認める場合に行うものとする。

年 月 日

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長 様

住 所
団 体 名
代表者名
電 話 () -
電子メール

補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長

担当課名及び担当者名

電 話 （ ） —

電子メール

年 月 日付け 第 号により申請のあった 事業補
助金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知しま
す。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、上記申請のあった事業とし、その内容は補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円
- 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。
- 補助金交付の条件は、前各項に定めるもののほか、次のとおりとする。

補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長

担当課名及び担当者名

電 話 （ ） -

電子メール

年 月 日付け 第 号により申請のあった 事業補助金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

1 この補助金の交付の対象となる事業は、上記申請のあった事業とし、その内容は補助金交付申請書に記載のとおりとする。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円

補助対象経費 円

補助金の額 円

うち支払時期と支払額が決定している概算払の内訳

第1回目 月 円

第2回目 月 円

第3回目 月 円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。

4 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。

5 この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。

6 補助金交付の条件は、前各項に定めるもののほか、次のとおりとする。

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号
年 月 日

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長 様

住 所

団 体 名

代表者名

電 話 () -

電子メール

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった 事業補助金については、
同通知の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|------------------------------|---|---|
| 1 補助金確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知書) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

補助金変更交付申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長 様

住 所
団 体 名
代表者名
電 話 （ ） ー
電子メール

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった 年度（ ）
事業の内容を下記のとおり変更し、補助金 円の交付を受けたいので、承認願いたく補
助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

変更の理由

以下補助金交付申請書の様式に準じる。

※ 補助金の額を変更する場合は、変更前の額を上段に（ ）書で記入し、変更後の額をその下段に記入すること。

補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長

担当課名及び担当者名

電 話 （ ） ー

電子メール

年 月 日付け 第 号により変更申請のあった 年度

事業補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、上記変更申請のあった事業とし、その内容は補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
今回増（△減）額決定額	円

- 3 補助金交付の条件等については、上記のほか、年 月 日付け 第 号の事業補助金交付決定通知書第3項から第6項までに定めるとおりとする。

補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号

年 月 日

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長 様

住 所

団 体 名

代表者名

電 話 （ ） ー

電子メール

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった 年度

事業については、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 廃止予定年月日 年 月 日

中止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

補助事業中止（廃止）承認通知書

第 号

年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長

担当課名及び担当者名

電 話 （ ） ー

電子メール

年 月 日付け 第 号により補助事業の中止（廃止）申請のあった 年度

事業補助金については、当該申請のとおり承認することに決定したので通知します。

補助事業遂行困難状況報告書

第 _____ 号
年 月 日

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長 様

住 所

団 体 名

代表者名

電 話 （ _____ ） _____

電子メール

年 月 日付け 第 _____ 号により交付決定のあった _____ 年度 _____ 事業

については、下記のとおり事業の遂行が困難となったので、補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、報告します。

記

1 事業の遂行が困難な理由

2 今後の見通しと所見

補助事業実績報告書

第 号
年 月 日

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長 様

住 所

団 体 名

代表者名

電 話 （ ） ー

電子メール

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった 年度 事業

を下記のとおり実施したので、補助金交付要綱第11条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

以下補助金交付申請書の様式に準ずる。

（注）申請内容を上段に（ ）書で記入し、実績をその下段に記入する。

別 記

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	決 算 額	摘 要
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	決 算 額	摘 要
計		

- (注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。
2 県補助金は、見込額を記入する。

補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長

担当課名及び担当者名

電 話 （ ） ー

電子メール

年度 事業補助金として下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

確 定 額 金 円

補助金請求書

金 円也

ただし、 年度 補助金

補助金(変更)交付決定額 円

補助金確定額 円

既受領額 円

今回請求額 円

(注) 補助金交付決定額は、事業途中で金額の変更があった場合は最終変更後の交付決定額を記載し、補助金確定額は、補助金確定通知があった場合のみ記載する。

<根拠> 補助金交付決定通知 第 号
年 月 日

補助金変更交付決定通知 第 号
年 月 日

補助金確定通知 第 号
年 月 日

(注) 補助金変更交付決定通知及び補助金確定通知は、当該通知があった場合のみ記載する。

上記のとおり、補助金を精算(概算)払によって交付されたく、 年度補助金交付要綱第14条第1項(第2項)の規定に基づき、請求します。

年 月 日

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長 様

請求者 住所

団体名

代表者名

発行責任者 氏名

電話 () -

電子メール

担当者 氏名

電話 () -

電子メール

(添付書類)

補助金概算払請求書

	金		円也
概算払の内訳	第1回目	月	円
	第2回目	月	円
	第3回目	月	円

ただし、 年度 補助金

補助金交付決定額 円

<根拠> 補助金交付決定通知 第 号
年 月 日

上記のとおり、補助金を概算払によって交付されたく、 年度補助金交付要綱第14条第3項の規定に基づき、請求します。

年 月 日

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長 様

請求者 住所
団体名
代表者名

発行責任者 氏名
電話 () -
電子メール

担当者 氏名
電話 () -
電子メール

(添付書類)

補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長

担当課名及び担当者名

電 話 （ ） ー

電子メール

年 月 日付け 第 号により申請のあった 事業補助金
については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金額 円を取り消す。
- 2 事業に要するに経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別記のとおりとする。

（取消しの理由）

別表1（第2条関係）

補 助 事 業 名	強化事業
補 助 事 業 の 目 的	<p>国スポをはじめとする全国大会・国際大会で活躍が期待できる指導者・選手及びジュニア選手を対象として各競技団体が実施する強化事業に要する経費を補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般強化 2 国スポ支援コーチ派遣 3 強化選手指定 4 ふるさと選手活用促進プロジェクト
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	国スポをはじめとする全国大会・国際大会参加競技の競技団体（別表3に掲げる団体）
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	世界にはばたけ兵庫プロジェクト手引きに定める経費
補 助 率	定 額
補 助 金 の 額	予算の範囲内
適 用 除 外 す る 条 項	
そ の 他 の 事 項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 1 1 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の2月28日までのいずれか早い日とする。 (3月に事業を実施する場合は要相談)
第 1 9 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補助事業名	強化運動部・チーム指定及び団体競技強化事業
補助事業の目的	競技実績があり、国スポで活躍が期待できる運動部・チーム及び団体競技種目別を強化指定し、関係機関・団体と連携しながら重点強化を図る。
補助事業の対象となる者	指定を受けた運動部・チーム及び団体競技種目別 (別表4、5に掲げる運動部・チーム及び競技団体)
補助事業の対象となる経費	世界にはばたけ兵庫プロジェクトの手引きに定める経費
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の2月28日までのいずれか早い日とする。 (3月に事業を実施する場合は要相談)
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補助事業名	ジュニア選手の発掘・育成事業
補助事業の目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 スーパージュニア育成プロジェクト（U-15） 15歳以下を対象に国スポへの意識を高め、強化合宿等を実施し15歳以下選手の重点強化を図る。 2 フィフスプログラム事業 ジュニア期（小学5・6年生）の選手を対象とした定期的な練習会を実施し、郷土愛をはぐくみ、競技団体が発掘・育成を一貫して行う体制の構築を図る。 3 ジュニアスポーツ教室 才能のある選手を発掘・育成するために、スポーツ教室を開催し、本県手作り選手の育成・強化を図る。 4 ゴールデンエイジ・プロジェクト（子どもスポーツ体験教室） 小学生を対象としたスポーツ体験教室等を実施し、優れた素質を有するジュニア選手を発掘するとともに、ジュニアスポーツ教室や関連スポーツ団体と連携し継続的な選手の育成を図る。 5 拠点化推進プロジェクト 選手の発掘・育成・強化を一貫して行うことが可能な地域におけるジュニア育成の活性化を促進し、地域での重点的な選手育成を図る。
補助事業の対象となる者	国スポをはじめとする全国大会・国際大会参加競技の競技団体（別表3に掲げる団体）
補助事業の対象となる経費	世界にはばたけ兵庫プロジェクト手引きに定める経費
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の2月28日までのいずれか早い日とする。 (3月に事業を実施する場合は要相談)
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補 助 事 業 名	トップアスリート等の活用促進事業
補 助 事 業 の 目 的	本県ゆかりのプロチームやトップアスリート（オリンピック等）、企業・大学チーム等を、強化練習会やスポーツクリニック（スポーツ教室）、スポーツ体験会等に派遣し、競技力の向上および競技者の裾野拡大を図る
補 助 事 業 の 対 象 と なる 者	国スポをはじめとする全国大会・国際大会参加競技の競技団体（別表3に掲げる団体）
補 助 事 業 の 対 象 と なる 経 費	世界にはばたけ兵庫プロジェクトの手引きに定める経費
補 助 率	定 額
補 助 金 の 額	予算の範囲内
適 用 除 外 す る 条 項	
そ の 他 の 事 項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の2月28日までのいずれか早い日とする。 (3月に事業を実施する場合は要相談)
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補助事業名	スーパーアスリート事業
補助事業の目的	オリンピックや国際大会等で将来活躍ができるスーパーアスリートの養成を図ることを目的に各種競技団体が実施する養成事業に要する経費を補助する。
補助事業の対象となる者	別表3に掲げる兵庫県スポーツ協会加盟団体のうち、オリンピック開催競技団体で国スポ出場予定選手とする。国スポ予選登録している者も可。ただし、兵庫県スポーツ協会が認めた選手とする。
補助事業の対象となる経費	世界にはばたけ兵庫プロジェクトの手引きに定める経費
補助率	定額
補助金額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の2月28日までのいずれか早い日とする。 (3月に事業を実施する場合は要相談)
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補助事業名	指導者ブラッシュアップ事業
補助事業の目的	指導者・審判のレベルアップ及び地域活性化を図るために、但馬・丹波・淡路で研修会を開催する。
補助事業の対象となる者	別表3に掲げる兵庫県スポーツ協会加盟団体のうち、但馬・丹波・淡路在住の日本スポーツ協会公認指導者、資格取得予定者・審判とする。
補助事業の対象となる経費	世界にはばたけ兵庫プロジェクトの手引きに定める経費
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の2月28日までのいずれか早い日とする。 (3月に事業を実施する場合は要相談)
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補 助 事 業 名	中学校体育連盟・高等学校体育連盟助成事業
補 助 事 業 の 目 的	中学校、高等学校の運動部活動を支援し、競技の普及強化を図る。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	兵庫県中学校体育連盟及び兵庫県高等学校体育連盟
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	別途に定める経費
補 助 率	定 額
補 助 金 の 額	予算の範囲内
適 用 除 外 す る 条 項	
そ の 他 の 事 項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の2月28日までのいずれか早い日とする。 (3月に事業を実施する場合は要相談)
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補助事業名	兵庫県中学校新人種目別大会開催費補助
補助事業の目的	兵庫県中学校の体育・スポーツの振興を図るために行う兵庫県中学校新人種目別大会に要する経費の一部を補助する。
補助事業の対象となる者	兵庫県中学校体育連盟
補助事業の対象となる経費	兵庫県中学校新人種目別大会開催に要する経費 (諸謝金、旅費交通費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の3月31日までのいずれか早い日とする。
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補 助 事 業 名	兵庫県中学校総合体育大会開催費補助
補 助 事 業 の 目 的	兵庫県中学校の体育・スポーツの振興を図るために行う兵庫県中学校総合体育大会に要する経費の一部を補助する。
補 助 事 業 の 対 象 と なる 者	兵庫県中学校体育連盟
補 助 事 業 の 対 象 と なる 経 費	兵庫県中学校新人種目別大会開催に要する経費 (諸謝金、旅費交通費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)
補 助 率	定 額
補 助 金 の 額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の3月31日までのいずれか早い日とする。
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補助事業名	兵庫県スポーツ指導者協議会運営費補助
補助事業の目的	兵庫県内のスポーツ指導者の資質向上と活動の促進を図るため、事務局運営に要する経費を補助する。
補助事業の対象となる者	兵庫県スポーツ指導者協議会
補助事業の対象となる経費	兵庫県スポーツ指導者協議会運営に要する経費 (諸謝金、旅費交通費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の3月31日までのいずれか早い日とする。
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補 助 事 業 名	兵庫県生涯スポーツ県民ふれあい大会開催費補助
補 助 事 業 の 目 的	生涯スポーツ活動の推進を目的に開催する県民ふれあい大会に要する経費の一部を補助する。
補 助 事 業 の 対 象 と なる 者	兵庫県生涯スポーツ連合
補 助 事 業 の 対 象 と なる 経 費	兵庫県生涯スポーツ県民ふれあい大会開催に要する経費 (諸謝金、旅費交通費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)
補 助 率	定 額
補 助 金 の 額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の3月31日までのいずれか早い日とする。
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補助事業名	競技大会開催費補助
補助事業の目的	競技力の向上等を目的に開催する競技大会に要する経費の一部を補助する。
補助事業の対象となる者	公益財団法人兵庫県スポーツ協会に加盟し、国民スポーツ大会参加競技以外の競技団体（別表2に掲げる団体）
補助事業の対象となる経費	競技大会開催に要する経費 （諸謝金、旅費交通費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等） 但し、原則として兵庫県民スポーツ大会の直接経費は除く。
補助率	定額
補助金額	予算の範囲内（110,000円）
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の3月31日までのいずれか早い日とする。
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補 助 事 業 名	市町スポーツ振興事業補助
補 助 事 業 の 目 的	市町体育・スポーツ協会が主催するスポーツ・レクリエーション大会・教室及び指導者等講習会研修会等の開催に係る経費の一部を補助する。
補 助 事 業 の 対 象 と なる 者	加盟市町体育・スポーツ協会
補 助 事 業 の 対 象 と なる 経 費	市町体育・スポーツ協会が開催する教室及び講習会に要する経費 (諸謝金、旅費交通費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)
補 助 率	定 額
補 助 金 の 額	40,000円
適 用 除 外 す る 条 項	
そ の 他 の 事 項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の3月31日までのいずれか早い日とする。
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補助事業名	市町スポーツ少年団活動補助事業
補助事業の目的	市町スポーツ少年団における新規加入の促進及び組織の整備強化を図るため、市町スポーツ少年団が開催する団員による地域交流のための事業や指導者、育成母集団養成、育成のための交流会、研修会等の開催に係る経費の一部を補助する。
補助事業の対象となる者	市町スポーツ少年団
補助事業の対象となる経費	市町スポーツ少年団が開催する交流会及び研修会等に要する経費 (諸謝金、旅費交通費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)
補助率	定額
補助金の額	30,000円
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績報告書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の3月31日までのいずれか早い日とする。
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表1（第2条関係）

補 助 事 業 名	学校給食研究事業
補 助 事 業 の 目 的	学校給食の内容充実又は食育推進に要する経費を補助する。
補 助 事 業 の 対 象 と なる 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全県下を単位とした学校給食研究団体 ・ 兵庫県教育委員会各教育事務所の管下全域を単位とした学校給食研究団体 ・ 上記の他、協会が必要と認めた団体
補 助 事 業 の 対 象 と なる 経 費	<p>学校給食の研究事業に要する経費 (諸謝金、旅費交通費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等)</p>
補 助 率	定 額
補 助 金 の 額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書
	(指定期日) 指示する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増減をきたさない場合における科目ごとに配分された補助事業経費相互間の 50%以内の額 (10,000 円未満については、すべての額)
	(軽微な事業内容の変更)
	<u>(添付書類)</u> 当初及び変更後の収支予算書
	<u>(指定期日)</u> 指示する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 指示する事項
第 11 条	(添付書類) 事業実績書
	(指定期日) 補助事業の完了した日から起算して1ヶ月以内、または、その年度の3月31日までのいずれか早い日とする。
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間)

別表 2

- 1 兵庫県フォークダンス連盟
- 2 兵庫県少林寺拳法連盟
- 3 兵庫県武術太極拳連盟
- 4 日本拳法兵庫県連盟
- 5 兵庫県ペタンク・ブール連盟
- 6 合気道兵庫県連盟
- 7 兵庫県トランポ・ロビックス協会
- 8 兵庫県スポーツチャンバラ協会
- 9 一般社団法人兵庫県ゲートボール連合
- 10 兵庫県綱引連盟
- 11 一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会
- 12 兵庫県ダンススポーツ連盟
- 13 兵庫県グラウンド・ゴルフ協会
- 14 兵庫県バトン協会
- 15 兵庫県バウンドテニス協会
- 16 兵庫県ドッジボール協会
- 17 兵庫県ボディビルフィットネス連盟

別表 3

競技団体名

- 1 兵庫県スケート連盟
- 2 兵庫県アイスホッケー連盟
- 3 一般財団法人兵庫県スキー・スノーボード連盟
- 4 一般財団法人兵庫陸上競技協会
- 5 一般社団法人兵庫県水泳連盟
- 6 一般社団法人兵庫県サッカー協会
- 7 一般社団法人兵庫県テニス協会
- 8 兵庫県ローイング協会
- 9 兵庫県ホッケー協会
- 10 兵庫県ボクシング連盟
- 11 一般財団法人兵庫県バレーボール協会
- 12 兵庫県体操協会
- 13 一般財団法人兵庫県バスケットボール協会
- 14 兵庫県レスリング協会
- 15 兵庫県セーリング連盟
- 16 兵庫県ウエイトリフティング協会
- 17 兵庫県ハンドボール協会
- 18 兵庫県自転車競技連盟
- 19 兵庫県ソフトテニス連盟
- 20 兵庫県卓球協会
- 21 兵庫県軟式野球連盟
- 22 兵庫県相撲連盟
- 23 公益財団法人兵庫県馬術連盟
- 24 兵庫県フェンシング協会
- 25 兵庫県柔道連盟
- 26 兵庫県ソフトボール協会
- 27 兵庫県バドミントン協会
- 28 兵庫県弓道連盟
- 29 兵庫県ライフル射撃協会
- 30 公益財団法人兵庫県剣道連盟
- 31 一般社団法人兵庫県ラグビーフットボール協会
- 32 兵庫県山岳連盟
- 33 兵庫県カヌー協会
- 34 兵庫県アーチェリー連盟
- 35 兵庫県空手道連盟
- 36 兵庫県銃剣道連盟
- 37 一般社団法人兵庫県クレー射撃協会
- 38 兵庫県なぎなた連盟
- 39 一般社団法人兵庫県ボウリング連盟
- 40 兵庫県ゴルフ連盟
- 41 兵庫県トライアスロン協会

別表 4

令和 8 年度の強化指定運動部・チーム

1 強化運動部（高等学校）

No.	競技名	強化運動部名	
1	テニス	相生学院高等学校	テニス部
2	ボクシング	兵庫県立西宮香風高等学校	ボクシング部
3	バレーボール	尼崎市立尼崎高等学校	男子バレーボール部
4	新体操	兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校	新体操部
5	新体操	日ノ本学園高等学校	女子新体操部
6	ハンドボール	神戸星城高等学校	女子ハンドボール部
7	ハンドボール	神戸国際大学附属高等学校	男子ハンドボール部
8	ソフトテニス	須磨学園高等学校	女子ソフトテニス部
9	卓球	育英高等学校	男子卓球部
10	ソフトボール	神戸野田高等学校	男子ソフトボール部
11	ソフトボール	神戸野田高等学校	女子ソフトボール部
12	ソフトボール	兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校	女子ソフトボール部
13	バドミントン	彩星工科高等学校	男子バドミントン部
14	剣道	育英高等学校	男子剣道部
15	カヌー	武庫川女子大学附属高等学校	カヌー部
16	ゴルフ	滝川第二高等学校	ゴルフ部

2 強化運動部（大学）

No.	競技名	強化運動部名	
1	アイスホッケー	関西学院大学	男子アイスホッケー部
2	陸上競技	園田学園大学	陸上競技部
3	バレーボール	神戸親和大学	女子バレーボール部
4	ハンドボール	武庫川女子大学	ハンドボール部
5	卓球	神戸松蔭大学	女子卓球部

3 強化チーム

No.	競技名	強化チーム名
1	陸上競技	籠谷陸上競技部
2	バレーボール	プロシモヴィクトリーナ
3	ソフトテニス	東芝姫路ソフトテニス部
4	ソフトボール	シオノギレインボーストックス兵庫
5	バドミントン	三菱電機バドミントン部
6	ラグビー	神戸ファストジャイロ

別表 5

令和 8 年度 団体競技強化事業一覧

	競技名	種別
1	アイスホッケー	少年男子
2	バレーボール	少年女子
3	体操（体操競技）	少年女子
4	バスケットボール	少年男子
5	ハンドボール	成年男子
6		成年女子
7	柔道	少年男子
8	バドミントン	少年女子
9	弓道	少年男子
		少年女子
10	剣道	成年男子
		少年女子
11	ラグビーフットボール	少年男子
12	アーチェリー	成年女子
		少年男子
13	なぎなた	成年女子
		少年女子